

# 医学物理教育コース認定基準の変更点および留意点

2016年 9月 20日  
教育コース認定委員会

## 対象となる医学物理教育コース

医学物理士認定制度規程第9条および第12条に適用する「医学物理教育カリキュラムガイドライン 2014年度版」に準拠する教育コースが認定申請の対象となります。これまでの「放射線治療分野の医学物理教育カリキュラムガイドライン 2011年度版」から2014年版に改定されたこととともない、「放射線治療分野」のように分野を特定しない認定を行うこととなりました。

## 認定に係る必須要件

旧基準<sup>※1</sup>での「医学物理を専門とした教員の在籍」の要件から本基準<sup>※2</sup>では医学物理士<sup>※3</sup>の資格を持つ教員が1名以上在籍していることが必須となりました。

本基準<sup>※2</sup>では原則として認定となる基準は必修科目の80%以上、条件付き認定となる基準は必修科目の60%以上80%未満であることを明記しました。あわせて、シラバスに記載されている開講科目以外は、別途資料を提出いただき、本基準<sup>※2</sup>を満たしているか判断することとなりました。

教育コース（修士、博士、臨床研修課程のそれぞれ）の施設連携は、従来の通り代表機関が申請を行うこととなりますが、代表機関でない施設の責任者は、単位互換等に該当しない科目および実習（演習）の履修状況や評価等を代表機関の教育コース責任者に提出していただくこととなりました。

## 教育コース認定申請

「医学物理教育カリキュラムガイドライン 2014年度版」と「本基準<sup>※2</sup>」への移行に伴い、申請方法および様式が変更となっています。（[http://www.jbmp.org/course\\_educational/examination/](http://www.jbmp.org/course_educational/examination/) 参照のこと。）

(注)

- ※1 旧基準・・・医学物理教育コース・放射線治療分野認定基準
- ※2 本基準・・・医学物理教育コース認定基準
- ※3 医学物理士・・・一般財団法人 医学物理士認定機構より認定を受けた医学物理士

以上